

# 柱本十七

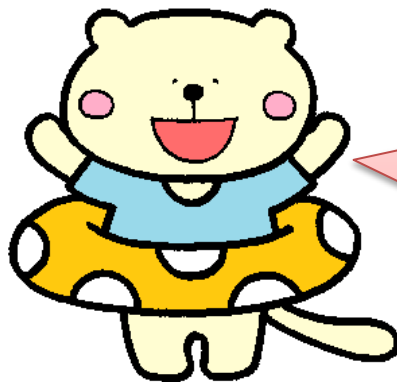


高槻市立柱本小学校

R8 年改訂

# 目 次

1. 柱本小学校について…………… 2 ページ
2. 新入学に関すること…………… 10 ページ
3. 保健室から…………… 16 ページ
4. 事務室から…………… 23 ページ
5. 「警報等」発令時の対応について…………… 28 ページ
6. 地震（余震）発生時における安全対策について…………… 29 ページ
7. メール配信システムについて…………… 30 ページ
8. その他…………… 31 ページ
9. 柱本小学校校区地図…………… 33 ページ



柱本小学校  
マスコット  
キャラクター

はしらっこ

# 1. 柱本小学校について



## (1) 学校の概要

- ・所在地 〒569-0846 高槻市柱本新町 10 番 8 号
- ・連絡先 TEL 072-677-2717 FAX 072-677-2702
- ・ホームページ <http://www.takatsuki-osk.ed.jp/hashiramoto>

### ○本校のあゆみ

昭和 48(1973)年 4 月	三箇牧小学校より分離新設 児童数 419 名
昭和 56(1981)年 4 月	児童数 1700 名：学級数 42(養級 1) 創立以来最大
昭和 58(1983)年 3 月	創立 10 周年記念行事
平成 6(1994)年 1 月	創立 20 周年記念行事
平成 11(1999)年	文部省委嘱第七中学校校区「子ども地域活動促進事業」(3 年間)
平成 12(2000)年	スクールカウンセラー配置
平成 13(2001)年	「柱本タイム」等新教育課程対応実施
平成 14(2002)年	大阪府委嘱事業「家庭の教育機能総合支援モデル事業」(2 年間)
3 月	創立 30 周年記念行事
平成 16(2004)年	高槻市教育委員会委嘱第七中学校校区「不登校児童生徒支援体制 推進モデル事業」(2 年間)
	高槻市教育委員会委嘱「学校園 2 学期制調査研究校」(3 年間)
平成 18(2006)年	高槻市教育委員会委嘱「学校園 2 学期制先行実施」
	高槻市教育センター委嘱「学校教育推進モデル校」(2 年間)
平成 20(2008)年	高槻市教育センター委嘱「学力向上推進モデル校」(2 年間)
	体育館耐震工事施工
12 月	中国常州市博愛小学と姉妹校締結
平成 22(2010)年 8 月	南校舎中心に大規模改修工事
平成 23(2011)年	大阪府委嘱事業「学力向上重点支援プロジェクト」(2 年間)
平成 24(2012)年 11 月	創立 40 周年記念行事
平成 26(2014)年	北校舎耐震工事
	高槻市教育センター委嘱「連携型小中一貫教育研究校」(2 年間)
	高槻市教育センター委嘱「家庭学習推進モデル校」(2 年間)
平成 27(2015)年	南校舎耐震工事
平成 28(2016)年	高槻市連携型小中一貫教育開始
	高槻市教育センター委嘱「家庭学習推進モデル校」(2 年間)
令和元(2019)年 11 月	中国常州市博愛小学校 来校令
令和 2(2020)年 2 月	GIGA スクール 1 人 1 台タブレット導入
令和 4(2022)年 11 月	創立 50 周年記念行事

## ○校歌

校歌	作詞 小西瑞穂 作曲 奥田建雄
一. 昇る朝日に ゆうゆうと 流れる淀川 輝いて 強く正しく 見つめる明日 胸に抱くは 大きな希望 育て豊かなこの心 我らの学舎 柱本小学校	二. 理想を胸に ぐんぐんと 手を取り進む 仲間たち 知識の泉 湧き出るところ 瞳に光るは 大きな勇氣 鍛えのばそう この体 我らの学舎 柱本小学校


## ○創立50周年記念 アニバーサリーソング

～わたしたちはしらっこ～

わたしたち はしらっこ  
「おはよう」「あそぼう」「ありがとう」「ごめんね」  
そして 大好きな言葉 「大丈夫？」  
たくさんの人に支えられて 育ててもらって  
だから「おいしいな」「きれいだな」「安心だ」  
みんなでいるから楽しい あったかい人いっぱい  
心と頭と体をきたえるぞ  
※みんなの学校 はしらもと（※繰り返し）

～わたしの居場所～

自分で 見つめてみよう  
あったかい 私の未来  
進んでいこう 優しく強く  
育てたあったかい心 みんなのために  
もらった勇気で 高い壁も乗り越える  
心地よい ほっとできる  
※わたしの居場所 大事な居場所  
みんなの学校 はしらもと（※繰り返し）



柱本小学校は令和4年に創立50周年を迎えました。50周年を記念して、柱本小学校の子どもたちが作詞をし、アニバーサリーソングを作成しました。式典当日には全校児童による合唱を行いました。

○校時表



# 高槻市立柱本小学校 校時表①



	月・水	火・木・金
登校・朝遊び	8:10~8:25	
準備・移動時間(オルゴール)	8:25~8:30	
読書タイム	8:30~8:35	
健康観察・朝の会	8:35~8:40	
<b>1時間目</b>	<b>8:40~9:25</b>	
準備・移動時間	9:25~9:35	
<b>2時間目</b>	<b>9:35~10:20</b>	
15分休み	10:20~10:35	
準備・移動時間(オルゴール)	10:35~10:40	
<b>3時間目</b>	<b>10:40~11:25</b>	
準備・移動時間	11:25~11:35	
<b>4時間目</b>	<b>11:35~12:20</b>	
給食	12:20~1:05	
清掃		1:05~1:15
昼休み	1:05~1:20	1:15~1:30
準備・移動時間(オルゴール)	1:20~1:25	1:30~1:35
アクティブタイム		<b>1:35~1:50</b>
準備・移動時間		1:50~1:55
<b>5時間目</b>	<b>1:25~2:10</b>	<b>1:55~2:40</b>
準備・移動時間		2:40~2:45
<b>6時間目</b>		<b>2:45~3:30</b>
下校時刻	2:10	3:30

## (2) 柱本小学校グランドデザイン

### 令和7年度 第七中学校区グランドデザイン

#### 〈市のめざす社会像〉

多様な人々と協働しながら、一人一人が活躍し、安全で安心して豊かに暮らせる社会

#### 〈市のめざす子ども像〉

人や社会とつながり、学び続け、よりよい自分と社会を創る子ども



#### 第七中学校区のめざす子ども像

「今とむきあい、人とつながり、自分をたかめる子ども」

- ・実力をつけ 自己実現したくなる子ども
- ・自分を好きになり 人のために動ける子ども
- ・成功も失敗も「勉強だ!」と 自分の値打ちをつくれる子ども

#### 中期的な中学校区の経営ビジョン

- ① 誰もが「安全」で「安心」して過ごすことのできる学校づくりを進めます。
- ② 今の自分を見つめ、なりたい自分を目指し、逃げずに努力する力の育成を行います。
- ③ 人権意識を高め、人とむきあい、人とつながる 心豊かな人格形成に取り組みます。
- ④ 「できた!わかった!」「わからん!教えて!」と、自ら顔を上げる子どもの育成を行います。

#### 今年度の中学校区の教育目標と重点取組

中学校区が一体となり、探究的な学びを通して  
「主体的に学ぶ力」を育成する。

##### 主体的に学ぶ<sup>※</sup>力の育成

※主体的な学び=興味関心、見通し、自己との関連付け、粘り強さ、振り返りの5つの要素がある学び

- 自ら課題を設定し、よりよく解決する力と学習に粘り強く取り組む力を育成するため、総合的な学習の時間を中心に、探究的な学習に取り組む。
- 基礎的・基本的な学力の向上と学習習慣の定着を図るため、指導方法の工夫・改善に取り組み、放課後等の時間も活用し学びの時間を確保する。
- 社会的・職業的な自立に向けて、様々な出会いから志や生き方に触れ、9年間を見通したキャリア教育に取り組む。






##### 安全教育の充実

- 子どもたちの安全に対するの思考力・判断力・行動力を高めるため、年間を通じて、「たかつき安全NOTE」等を活用した安全教育と実践的な避難訓練に取り組む。
- 教職員の学校安全に関する意識や対応能力・指導力を向上させる校内研修や実地訓練に取り組む。

##### 安心して心豊かに過ごせる居場所づくり

- 全ての子どもたちが安心して学び、自立を目指せるよう、粘り強い指導や支援を通して信頼関係を構築し、組織的・継続的な生徒指導を行う。
- 子どもたちの人権感覚と人権意識を育むために、9年間を見通した人権教育に計画的に取り組む。
- 身の回りのことを自分事としてとらえ、自分の考えをもとに行動する力の育成を図るため、道徳科を要とし、学校の教育活動全体を通して道徳教育に取り組む。

### (3) 年間行事 (令和8年度の実施予定)

柱本小学校の1年間				
前期	4月	入学式・前期始業式・離任式 1年生歓迎会 授業参観・学級懇談会 春の校外学習・保健行事(発育測定など)		
	5月	家庭訪問・保健行事(内科検診・耳鼻科検診など) 不審者侵入避難訓練・地区集団下校、5年林間学校(摂津峡)		
	6月	土曜参観・引き渡し訓練 プール開き・芸術鑑賞		
	7月	柱本小祭り・個人懇談		
	8月	授業再開(8月下旬)		
	9月	発育測定		
	10月	前期終業式		
	後期	10月	後期始業式 個人懇談会	
		11月	運動会 6年 修学旅行(広島平和記念公園・姫路セントラルパーク) 秋の校外学習 芸術鑑賞	
		12月	火災避難訓練 参観・学級懇談会・図工作品展	
1月		新入学説明会・わくわくスタート事業 地震・津波避難訓練 発育測定		
2月		個人懇談会		
3月		6年生を送る会 卒業式・修了式		

※年度によって変わる場合があります。毎月発行される「学校だより」でご確認ください。

※感染拡大防止のため、学校行事予定を変更することがあります。

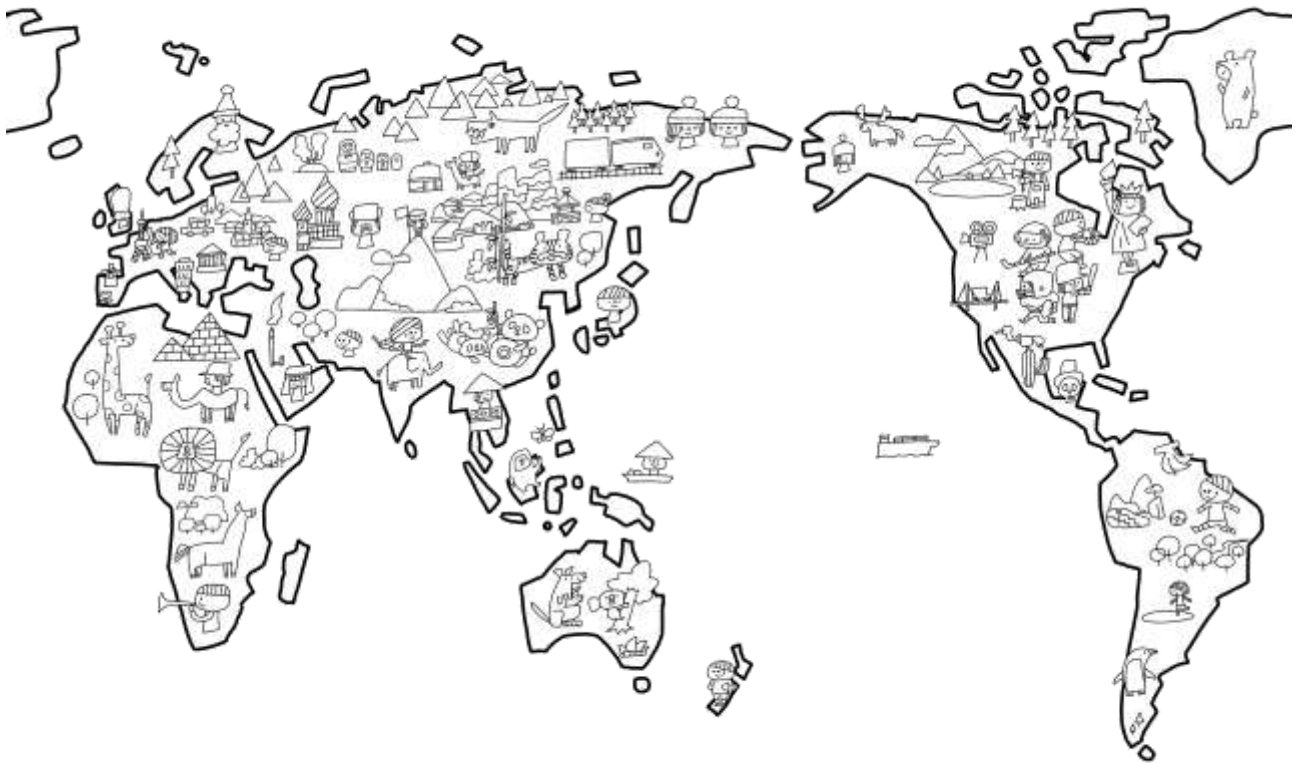
## (4) 多文化共生教育・国際理解教育

### 「ポンヨ子ども会」

「ポンヨ子ども会」は、在日外国人子ども会が形を変え、スタートした子ども会です。最初は中国から来た子どもたちがほとんどでしたので、中国語で友だちを意味する「朋友（ポンヨ）」という名前をつけました。今では、いろいろな国々につながりのある子どもも増え、一緒に活動しています。外国につながりのない日本の子どもたちも参加し活動することができます。

月1回程度の割合で7時間目に集まって、身近な国の文化に触れるような活動や、さまざまな国の遊びをしています。

また、市内で開かれる外国につながりのある友だちと出会う行事「ハローフレンズ」や、「うたとおどりのつどい」にも参加しています。



## (5) 通知表（あゆみ）について

本校では、前期、後期の終わりに通知表（あゆみ）をお渡しし、学習面と生活面の様子をお知らせします。

### 1) 「学習の様子」 【前期・後期】

各学年の到達目標に照らしてどの程度まで達成しているかを絶対評価で示しています。絶対評価とは他の子どもと比べてではなく、その子自身が学習目標や内容をどの程度理解できているかで評価しています。学校ではいわゆるテストだけでなく、ノートや作品、実技、毎時間の学習にのぞむ様子など、様々な資料を基に総合的に判断しています。

「よくできました」	⇒	十分満足できる状況にあると判断できるもの
「できました」	⇒	おおむね満足できる状況にあると判断できるもの
「がんばりましょう」	⇒	到達するのに、努力が必要と判断できるもの

### 2) 「行動の記録」 【前期・後期】

よりよい学校生活をおくるために必要と思われる10項目について、特にがんばっていた項目を評価しています。

### 3) 「出欠の記録」 【前期・後期】

- ・授業日数⇒前期・後期ごとの授業日数を記入しています。
- ・出席日数⇒病気やけが、家庭の用事などで欠席した日数を差し引いて記入しています。
- ・その他⇒「出席停止」扱いの病気や「忌引き」などで欠席した日数を記入しています。

### 4) 「総合的な学習」 (3～6年) 【後期】

総合的な学習の時間に取り組んでいる学習活動を記述します。

### 5) 「総合所見」(担任の先生から) 【後期】

学校生活全般にわたって認められる子どもの行動の特徴や長所等を中心に記述し、子どもが自分の良さや可能性に気づき、積極的に伸ばしていこうとする意欲を育てることを目的としています。また、気をつけてほしいこと等も記述し、家庭と学校が協力しながら子どもを育てていきたいと思っています。

### 6) 「特別な教科 道徳」 【後期】

一人ひとりのよさを伸ばし、道徳性にかかわる成長を促すための評価を記述します。

### 7) 「外国語活動」 (3年・4年) 【後期】

3観点に沿って、文章評価として記述します。

## (6) 学校生活のきまりに関するお願い

学校は、たくさんの子どもと一緒に学習したり、生活したりするところです。みんなが安全に楽しく学習や生活できるように、次のようなことにご注意、ご協力ください。

- 1) 本校の始業時刻は、午前8時30分です。この時刻の5分前(8時25分)までに教室に入るようにしてください。使用できる門は、正門のみです。  
ただし、安全のため、8時10分までは、校舎には入れません。  
(集団登校は行っていません。一緒に学校までの道筋を確認しておいてください。)
- 2) 安全のため、忘れ物があっても、家へ取りに帰ることは、できません。  
忘れ物をしないように、前日に用意する習慣を身につけるようにしてください。
- 3) 学校は、学びの場です。運動しやすい服装や学びの場にふさわしい身なりで登校するように配慮してください。(過度な露出のある服装や染髪などの髪型、化粧等はお控えください)
- 4) 『集金』以外のお金は、学校に持って来させないようにしてください。
- 5) 学習に必要な学用品以外は、学校へ持って来させないようにしてください。  
《例》携帯電話、カード類、ゲーム機、シャープペンシル、キャラクター人形など  
(安全面の観点から) ミサンガ・ピアスなどの装飾品を身に着けない
- 6) 持ち物(鉛筆や靴など)や、衣服(体操服など)には、必ず名前を記入してください。  
上ぐつ、体育館シューズの足の甲の部分に上ぐつには「上」、体育館シューズには「体」とはっきりと記し、名前もわかりやすくはっきりと書いてください。
- 7) 学校を欠席する場合は、電話や連絡帳などで、必ず連絡をしてください。  
その他、学校に知らせたいことがある場合は、電話や連絡帳でお知らせください。  
令和6年度より校区で「まなびポケット」も活用しています。※詳細は別紙参照
- 8) 保護者の方が、学校へ来られたときは、必ず名札の着用をしてください。また、来校の際は、『上ばき』『下靴入れ』も忘れずにご持参ください。
- 9) 学校からの連絡事項(行事の予定や用意していただきたい物など)は、毎月の学校便りや学年便りでお知らせします。必ず、目を通すようにしてください。
- 10) 七中校区では学びポケット(オンラインによる欠席連絡)を活用しています。使用にあたり、個人のアカウント・パスワードが必要になります。
- 11) 自動応答電話対応について

水曜日を除く平日 : 17時30分 ~ 翌朝8時

水曜日 : 17時15分 ~ 翌朝8時

土日・祝日・長期休業中 : 17時15分 ~ 翌朝8時30分

※自動応答電話対応時間は、原則学校からも家庭への連絡することができません。

※緊急連絡として、児童の生命や安全に関わる重大な事態が発生し、緊急の場合は以下へ連絡をお願いします。

連絡先: 

高槻市警察署 072-672-1234
---------------------

## 2. 新入学に関すること

(1) 入学までに これだけは 準備しておきましょう

### ① 基本的な生活習慣を身につけましょう

- ・早寝早起きをする。
- ・朝、顔を洗い、歯を磨く。
- ・朝ご飯をきちんと食べる。
- ・一人でトイレに行き、用足しができる。
- ・トイレに行った後は、手を洗いハンカチで手を拭く。
- ・自分で服を着脱し、きちんと服をたためる。
- ・きちんと、後片付けができる。
- ・行儀よく、食事ができる。
- ・できるだけ好き嫌いをせず、残さず食べる。
- ・あいさつができる。

朝は「おはようございます。」 帰りは「さようなら。」 返事は「はい。」

### ② 自分で自分を守りましょう

- ・学校へ行く道を覚える。
- ・交通ルールを守る。

右側通行、横断歩道の渡り方、信号及び左右の確認

- ・知らない人に誘われても、ついて行かない。

危ない時は、大きな声を出すなど、『子ども見守り中』の旗のある家かけこむ。

- ・防犯ブザーを身につけて、登下校する。

#### 登下校について

- ・朝は、始業時刻の5分前（8時25分）までには、教室に到着しておくようにしましょう。
- ・できるだけ友だちと一緒に登下校するようにしましょう。
- ・途中で寄り道しないで、まっすぐに登下校しましょう。

### ③ 自分の名前は、読めるようにしましょう

書けることまでは必要ありませんが、読めるようになっておきましょう。

## (2) 給食について



### ・開始日

新1年生の給食は、4月下旬からの実施です。

### ・給食に必要な物

#### ○給食袋（ナフキンを入れます）

中に入れるもの ・ナフキン（毎日取り換えランドセルの横に  
引っかけてください）

#### ○エプロン袋（エプロン、三角巾、マスクを入れる物。巾着型が、望ましいです。）

中に入れるもの ・エプロン（色、形の指定はありませんが、自分でつけられるもの  
にしてください。）

・三角巾または帽子(大きなハンカチやバンダナでもかまいません。

自分でつけられる物にしてください。)

・マスク（給食当番で使用します）

### ・給食実施日

・毎週 月曜日～金曜日

・学校行事の関係で、給食のない日もあります。

### ・アレルギーのある子どもについて

学校給食では、集団給食という制約がある中で、子どもの健康管理の一環として、可能な範囲でアレルギー除去食の対応を行っています。高槻市では鶏卵、うずら卵、牛乳の3品目が対象です。献立により除去できない場合もあります。パン、牛乳をとめることや代替のおかず等を持参することも可能です。

対応は医師の指示に基づき、保護者の申し出により、学校長が認めた子どもを対象とします。対応を希望される方は、所定の用紙等の提出、面談が必要となります。

食物アレルギーや給食に関してご相談やご不明な点があれば、学校へお問い合わせください。

## エプロン、帽子（三角巾）、マスクについて

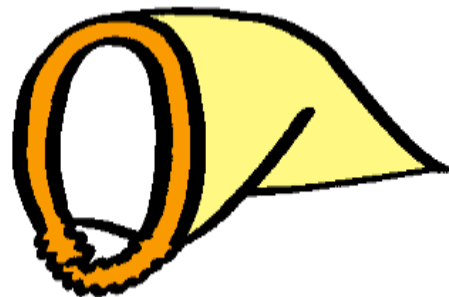
### ◆エプロン

- ・自分で身につけられるものにしてください。
- ・各家庭にあるエプロンでかまいません。（色、形、は決まっています）
- ・幼稚園や保育園で使用していたスマックでも、かまいません。



### ◆帽子、または三角巾

- ・自分で身につけられるものにしてください。
- ・大きなハンカチやバンダナでかまいません。



### ◆マスク

- ・使い捨ての物でも、布製の物でもかまいません。

### (3) 通学時の服装について

- ・自分で着脱できて、動きやすい物が良いです。
- ・ハンカチ等をいれるため、ポケットのある物が望ましいです。
- ・靴は、運動しやすい物が良いです。

#### (4) ご家庭で ご準備していただくもの

- ・通学用かばん (ランドセルなど、安全確保のため背負える形のもの)

★・上靴

★・体育館シューズ

★・靴袋 2つ (巾着袋が望ましい)

- ・筆箱 (箱型マグネット付のものが望ましい)
  - ・消しゴム
  - ・鉛筆 (2B 5本以上)
  - ・赤鉛筆 (1本)
  - ・下敷き
  - ・はさみ
  - ・粘土板
  - ・お道具箱 (たて35cm、横25cm、高さ5cmぐらいの大きさ)
  - ・体操服 上 (白色、半そで、  
ファスナーのないもの)
  - ・体操服 下 (青や紺などの色、ハーフパンツ)
  - ・赤白帽子
- ★・体操服袋 (体操服上下、赤白帽子を入れます)
- ・水着 (紺色)
  - ・水泳帽 (緑)

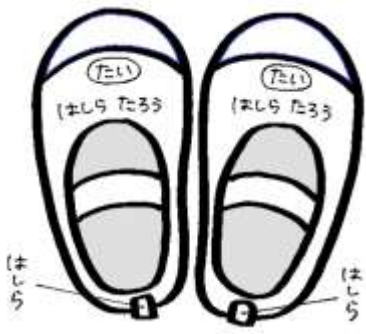
子どもが学習に対して集中しやすいように、無地の物が望ましいです。消しゴムは、弱い力でも消える物にしてください。

### ★上靴、体育館シューズについて

上靴 (校舎内で使用)



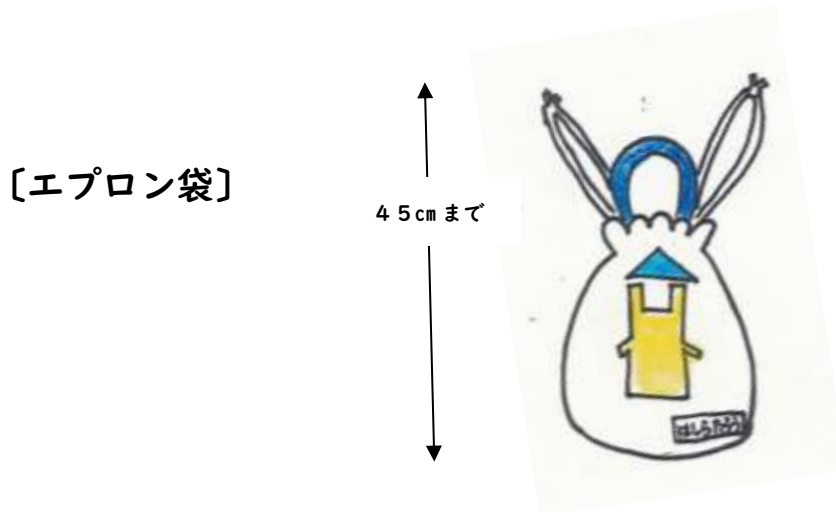
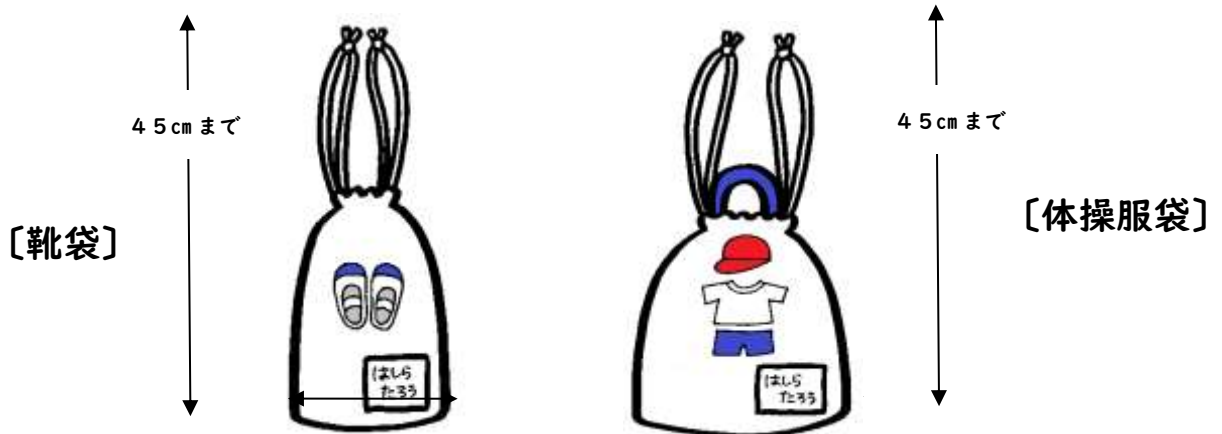
体育館シューズ



上記のように 名前と   を書いてください。

## ★靴袋、体操服袋、エプロン袋について

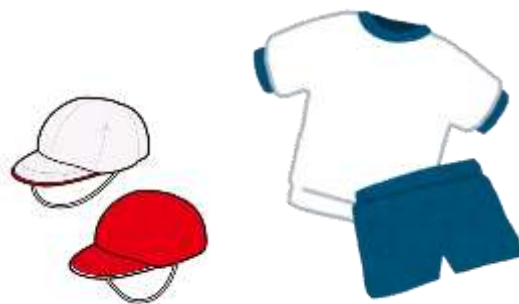
ひもをフックにかけた状態で、袋全体の長さ（ひもも含む）が、45cmぐらいまでの大きさにしてください。ひもが長すぎると、袋が床について汚れてしまいます。給食当番袋も、下記のを参考にして準備してください。



## ★体操服・水着について

### ◆体操服・赤白帽

- ・色は体操服上は白、下は紺か黒
- ・赤白帽（リバーシブル）には、ゴム紐をつける



### ◆水着・水泳帽

- ・下の絵のような形（セパレートタイプ、ワンピースタイプどちらでも可）
- ・色は濃紺か黒色系



柱  
本  
太  
郎

※白い布に名前を油性マジックで書いて左側に縫い付ける

※布の大きさの目安は、10cm×5cm程度

- ・水泳帽子の色…令和8年度1年は、緑（卒業まで同じ色のものを使います。）

### ◆ラッシュガード（必要な人のみ）

ラッシュガードを着用される際は、下記の注意事項をお守りください。担任への事前の連絡などは必要ありません。

- ・フードがないもの（フードは引っ掛かりやすく危険です）
- ・身体にあったもの（大きすぎると水の抵抗が増えます）
- ・色は、濃紺か黒色系
- ・その他、体育の授業としてふさわしいもの



※水泳授業までに、濡れた状態の水着を自分で脱着ができるようにご家庭で練習しておいてください。

### 3. 保健室から

#### (1) 傷病発生時の対応について

自分の体調やけがをした時の様子を、自分の言葉で言えるようにご家庭でも練習をしておいてください。

#### ◆学校でからだの具合が悪くなったとき

生活の様子などを問診し、体温などと合わせて判断をします。

##### ① 授業を受けることができるとき

教室で担任が様子を観察します。経過をみた方が良いと思われる場合は、時間を改めて再来室を促します。

##### ② 保健室で休養するとき

1時間程度の休養で回復が期待できる場合は保健室で様子をみます。

##### ③ 早退のとき

熱が高いとき(37.5℃以上をおおまかな目安としています)、授業復帰が出来そうにないときは早退を勧めます。早退の際は、保護者の方・保護者に代わる方のお迎えをお願いしています。(安全上、子どもだけで下校させることはできません。)

ご自宅、携帯、職場等に連絡をさせていただきますので、緊急連絡カードに必ず、連絡のつく連絡先(連絡方法)を複数ご記入ください。どうしても連絡がとれない時は、保健室または教室で経過を観察します。

※ 保健室は特別教室のひとつであり、医療機関ではありません。したがって病院のように内服薬の投与をはじめとする医療行為はできません。

○ 登校直後より不調を訴える児童がいます。登校前に・・・

- ① 熱はないか?
- ② 朝はすっきり起きられたか?
- ③ 食欲はあるか?
- ④ 機嫌はよいか?

など、毎朝の検温・健康観察をお願いします。また、不調の訴えがある場合には登校前にご家庭で検温をお願いします。

朝食や早寝早起き、十分な睡眠時間など基本的な生活習慣を身につけることが大切です。ご家庭での声かけ等、ご指導をお願いいたします。生活習慣の乱れから、成長に悪影響を及ぼし、情緒不安定や自律神経疾患につながることも懸念されます。ご家庭のご理解とご協力をよろしくお願いします。



## (2) 日本スポーツ振興センター<災害共済給付制度>について

高槻市では、市内の小中学校すべてが上記制度に加入しており、災害発生時には、共済給付金を請求しています。加入意思確認書による同意で加入となり、初回の同意のあとは、市立小中学校在学中は自動更新となります。

学校管理下で起こったけがで医療機関を受診された場合には、上記の制度により医療費が給付されますので学校までご連絡ください。(全保険診療費の合計が500点未満は対象外となります)  
請求に必要な書類をお渡ししますので、受診された病医院に書類の作成をお願いしてください。ご協力をお願いします。

### —学校管理下とは？

通学経路による登下校中

授業中・休憩時間中

遠足や宿泊行事などの校外学習中

※ 学童保育・帰宅後に学校で遊んでいる時などは学校管理下ではありません。

### ①掛金について

掛金は、高槻市と保護者負担金により支払われます。生活保護・就学援助世帯は、全額を市が負担しますので、保護者負担はありません。

掛金（年額）	
920円	
市負担額	保護者負担額
460円	460円

左の表の金額は前年度のものです。  
掛金決定額や徴収方法については、後日ご案内します。

### ②給付金について

\*医療費 初診から治癒まで全保険診療費の合計が500点以上のときに、給付金が給付されます。

保険外診療や、医療費がかかっていない場合など、対象外となる場合があります。ご不明な場合はご相談ください。

\*遺障害見舞金

\*死亡見舞金 など

### ③請求・給付期限について

災害発生から2年以内に請求するものとし、10年間を期限として給付されます。

### (3) 健康診断について

「学校保健安全法」「学校保健安全法施行規則」に基づき、発育や健康状態を把握し、健康な学校生活がおくれるように「健康診断」を実施しています。

学校でおこなう検診は病気の診断ではなく、あくまでもスクリーニング（集団の中から疑いのあるものを選び出す）ですので、受診の勧めのプリント（受診勧告書）を受け取られましたら、医療機関を受診し、治療の必要があるかどうか診断を受けてください。また、受診後は報告書を学校に提出してください。

なお、特に異常が認められなかった場合にはお知らせはしていません。「健康診断の記録」に記載し、お渡ししますので、ご確認ください。

検診項目	時期 (目安)	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	備考
発育測定	3回/年	○	○	○	○	○	○	身長・体重
視力	4月	○	○	○	○	○	○	必要な児童は秋にも実施
聴力	4月	○	○	○	—	○	—	
内科	5月	○	○	○	○	○	○	心臓・脊柱・四肢を含む
結核	5～6月	○	○	○	○	○	○	問診票を含む検査
心電図	5月	○	—	—	—	—	—	必要な児童は二次検査
心臓精検	6月	△	△	△	△	△	△	経過観察者・内科抽出者
歯科	5月	○	○	○	○	○	○	
耳鼻科	5月	○	△	△	△	△	△	アンケートを含む検診
眼科	5月	○	○	○	○	○	○	
尿検査（春）	4～5月	○	○	○	○	○	○	一次陽性者は二次検尿へ
尿検査（秋）	9～11月	△	△	△	△	△	△	春の陽性者、未提出者
食後尿糖検査	11～12月	—	—	△	△	△	△	必要な児童のみ
モアレ検査	6月	—	—	—	—	○	—	二次検査は秋に実施
脊柱側弯二次	10～11月	△	△	△	△	△	△	経過観察・内科抽出・モアレ陽性者
色覚検査	11～12月	—	△	—	△	—	—	4年生希望者のみ

※アンケート類・検尿など提出物が複数あります。

ご家庭でも声掛けなど、提出がもれないようにご協力ください。

## (4) 学校三師について

学校には、健康診断や健康に関する相談活動、環境検査などでお世話になる医師、歯科医師、薬剤師（学校三師）が委嘱されています。柱本小学校の学校三師は下記の先生方です。

学 校 医	人見克司	医師
	(柱本	ひとみクリニック)
学校歯科医	中野浩伸	歯科医
	(東上牧	中野歯科医院)
学校薬剤師	市原仁美	薬剤師
	(登町	たんぽぽ下田部薬局)



## (5) 出席停止について

下記の病気は、「出席停止」となり、医師の許可があるまで登校できません。「出席停止」は欠席扱いにはなりません。ご家庭で安静にしてください。登校の際「登校許可証」が必要な疾患もあります。医療機関で発行してもらい、学校に提出してください。（代金が必要な場合はご連絡ください。）

出席停止疾患名		登校許可証発行基準	発行の必要性
第一種	1 2種 (エボラ出血熱等)	治癒するまで	要発行
第二種	1. インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで	不要
	2. 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	要発行
	3. 麻疹	解熱した後3日を経過するまで	要発行
	4. 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	要発行
	5. 風しん	発疹が消失するまで	要発行
	6. 水痘	すべての発疹が痂皮化するまで	要発行
	7. 咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	要発行
	8. 結核	感染のおそれがないと認めるまで	要発行
	9. 髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで	要発行
	10. 新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	不要
		※ただし、病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めた時は、この限りではない。	

第三種	11. 腸管出血性大腸菌感染症	治癒するまで	要発行
	12. 流行性角結膜炎	急性症状消退まで・プール不可	要発行
	13. 急性出血性結膜炎	急性主要症状消退まで・プール不可	要発行
	14. コレラ	治癒するまで	要発行
	15. 細菌性赤痢	治癒するまで	要発行
	16. 腸チフス	治癒するまで	要発行
	17. パラチフス	治癒するまで	要発行
		※ただし、学校医その他の医師において、適当と認める予防措置をしたとき、または症状により感染のおそれがないと認めた時は、この限りではない。	
その他	18. 溶連菌感染症	急性症状が消退するまで	要発行
	19. ウイルス性肝炎	主要症状が消退するまで	要発行
	20. ヘルパンギーナ	主要症状が消退するまで	要発行
	21. マイコプラズマ肺炎	解熱し強い咳が消失するまで	要発行
	22. 感染性胃腸炎	軽症の場合は出席停止の必要性なし	医師の判断
	23. 伝染性紅斑	感染予防のための出席停止は不要	医師の判断
	24. 手足口病	感染予防のための出席停止は不要	医師の判断
	25. とびひ	数個程度の場合は出席可、それ以上は不可	医師の判断



## (6) 学級閉鎖について

感染症の拡大を防止するために、期間を決めて、学級(学年・学校)閉鎖をおこなう場合があります。その際には、学校からお便り・ライデンメールでお知らせしますので、感染の有無にかかわらず、外出を避け、ご家庭で様子をご覧ください。

## (7) 医療券について

生活保護・就学援助世帯につきましては「学校保健安全法」に基づく「医療券制度」があります。「医療券」を持って受診すると、学校病(※)の治療については、無料で受けることができます。

なお、就学援助認定には毎年度手続きが必要です。医療券は就学援助が基礎となりますので、新年度の就学援助申請をしないと、医療券の発行はできません。

### ◎学校病

- ・トラコーマおよび結膜炎
- ・白癬・疥癬および膿痂疹(とびひ)
- ・中耳炎
- ・慢性副鼻腔炎(蓄膿症)およびアデノイド
- ・寄生虫病(虫卵保有を含む)

※ぎょう虫卵保有には使えますが、アタマジラミには使えません

- ・う歯(虫歯)

※家庭での定期検診や、乳歯があるのに永久歯が生えてきた場合の治療には使用できません。

### \*発行について

「医療券」の発行は、学校または、高槻市教育委員会保健給食課学校保健チームまで申し込んでください。

学校に申し込みの際は、必ず連絡帳で

病名 診療開始日または予定日 児童の年・組・名前

をお知らせください。

正式認定は7月頃の予定です。認定前の発行については、学校または高槻市教育委員会保健給食課学校保健チームにお問い合わせください。場合により発行できます。(申請が済んでいない場合は、発行できませんのでご注意ください。)

また、発行にはお時間をいただくことがありますので、**受診の2～3日前まで**にお申し込みください。

## 4. 事務室から

### (1) 学校徴収金について

学校徴収金とは、学校における教育活動に伴う児童個々に直接還元する経費について、学校での一括契約（あるいは一括納付）を目的として保護者負担していただく経費です。

学校徴収金の種類としては、学年費・日本スポーツ振興センター災害共済掛金（振興センター掛金）があります。

#### 1. 内訳

品 目	主 な 使 途
学 年 費	*各種学習ノート・ドリル、資料等 *調理実習材料等 *校外学習・社会見学・林間学校・修学旅行 *音楽・観劇等芸術鑑賞行事 *児童が本来個別に購入する物のうち、学校で一括購入する物 *卒業アルバム *次年度以降実施の校外学習費（次年度繰越金）等
振興センター掛金	学校管理下で発生したけが等に対する災害給付制度の掛金

#### 2. 納入方法

ゆうちょ銀行での口座振替により徴収します。現金授受に伴う事故防止のため、口座振替にご協力をお願いします。

徴収額や日程は、4月配付の「学校徴収金について」でお知らせします。

口座振替の手続きは「学校徴収金納入方法について」をご覧ください。なお、口座振替の際には、納入額とは別に10円の手数料が必要です。

#### ※令和7年度集金額

1年	14,000円
2年	8,000円
3年	13,000円
4年	23,000円
5年	28,000円
6年	35,000円

## (2) 就学援助制度について

就学援助制度とは、高槻市教育委員会が、児童が学校で学習するために必要な費用を保護者（家庭）が負担することが困難な場合、一定の条件を満たしていれば、その保護者（家庭）に対してその費用を援助する制度です。

### 1. 申請から認定まで

- 1) 保護者が高槻市教育委員会宛てに申請します。（5月中旬頃）
- 2) 単年度の認定なので申請は毎年行います。
- 3) この期間にかかわらず、生活の状況が変わった場合、その時点で申請できます。
- 4) 教育委員会の審査があります。条件に合わない場合は申請が却下されることもあります。（7月）

### 2. 援助費の内容

費 目
学用品費・通学用品費・校外活動費
学校給食費 ※無償化期間は支給対象外
新入学学用品費
宿泊を伴う校外活動費の交通費及び見学料
修学旅行費の宿泊費、交通費、見学料など
医療費 ※治療前に学校に「医療券」の交付を申し出て、受領してから病院などに行ってください。 ※日本スポーツ振興センター災害共済掛金は、（5月1日に認定されている場合）免除となります。

※詳しい内容は、4月中旬にお配りする高槻市教育委員会発行の「就学援助制度のお知らせ」をご覧ください。  
問い合わせ先：高槻市教育委員会 保健給食課 電話：674-7608

### 3. 支援学級就学奨励費

支援学級に在籍する児童で、生活保護・就学援助を受けていない児童のうち、一定の条件を満たしている場合に給付されます。

申請は、申請書と必要書類をそろえて、学校を通じて申請します。（夏休み以降）

### (3) 物品の購入方法（教科書などをなくしたら）

教科書や体操服など、学校で必要なものを新しく購入したい場合は、下記の販売店で購入することができます。

#### 1. 教科書

義務教育の教科書は、文部科学省から無償給与されていますが、なくしたり汚したりした場合に新たに購入するときは、自己負担となります。教科書を販売している書店は限られています。下の書店で購入することができます。(一般の書店では購入できません)

○堀廣旭堂	茨木市大手町4-19	電話：072-622-2039
○ <sup>なつか</sup> 長束興文堂	高槻市紺屋町8-31	電話：072-685-0045
○長谷川書店	高槻市南松原町4-12	電話：072-672-5414

#### 2. 帽子・体操服・プール用品等

○スポーツジョイフル	高槻市大畑町2-7	電話：072-693-2515
○高槻スポーツ店	高槻市大手町5-20	電話：072-675-5857

※体操服・水着の販売については、上記の販売店で購入することができます。

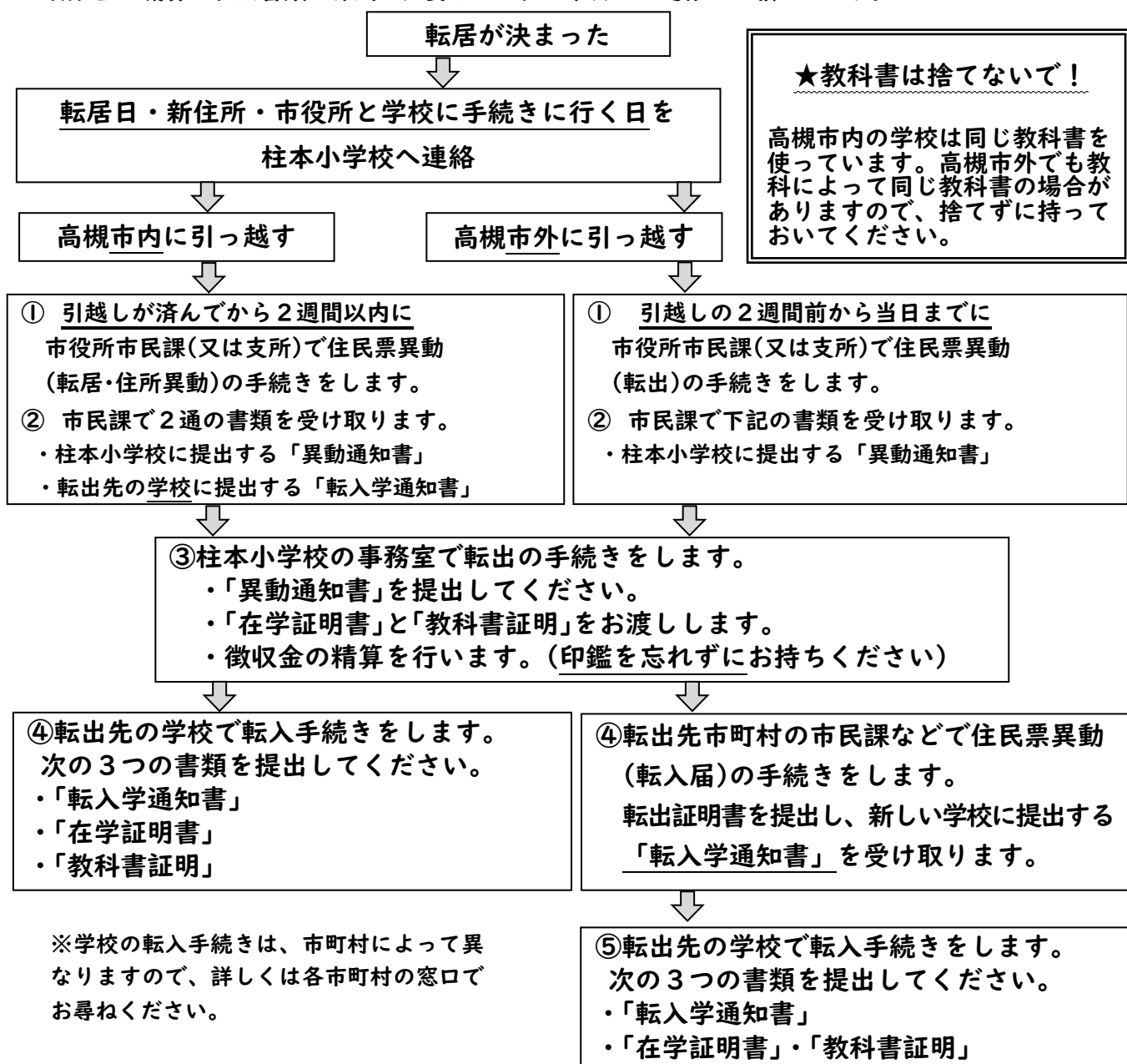
※お近くの量販店で購入していただいてもかまいません。

#### 3. その他の副教材など

教科書以外の学校徴収金から購入してお渡ししている副教材などをなくしたときは、学校に連絡してください。再度学校で購入してお渡しします（有償）。

## (4) 転出の手続き

- ◆転出が決まったら、手続きを進める前に、まず柱本小学校にご連絡ください。  
徴収金の精算や転出書類の作成が必要なため、お早目にご連絡をお願いします。



### ◆校区内での転居、海外に引っ越す場合など

- ・柱本小学校の校区内に引っ越しをする場合は、転居日と新住所、電話番号(変わる場合のみ)を学校へ連絡し、転居後、市役所市民課で転居届を出してください。また、親権が変わる場合などもご連絡ください。
- ・外国の学校(現地校)や、海外の日本人学校への転校の手続きは「退学」手続きになります。詳しくは、高槻市教育委員会教育指導課にお尋ねください。

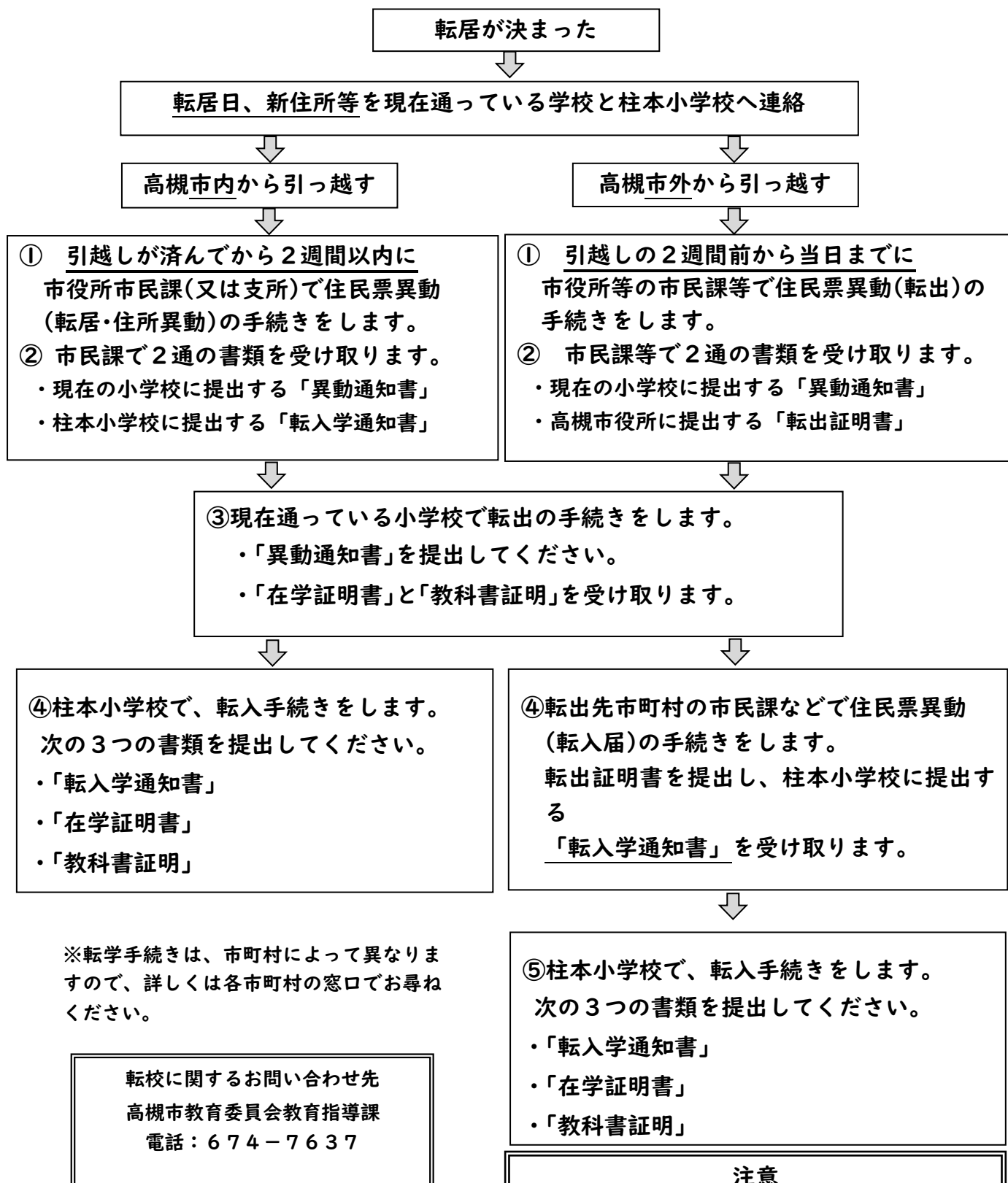
### ◆校区外通学について

校区外通学(柱本小学校の校区外に住んでいて、柱本小学校に通学すること)は、原則として認められていません。ただし住宅の建て替え等による仮転居や、卒業までの期間によって、特別に認められる場合がありますので、事情があって校区外通学を希望される場合は、高槻市教育委員会教育指導課にご相談ください。

転校に関するお問い合わせ先  
高槻市教育委員会教育指導課  
電話：674-7637

## (5) 転入の手続き

◆柱本小学校への転入が決まったら、下記の通り、手続きを進めてください。



### 注意

#### ★教科書は捨てないで！

高槻市内の学校は同じ教科書を使っています。高槻市外でも教科によって同じ教科書の場合がありますので、捨てずに持っておいてください。

## 5. 「警報等」発令時の対応について

高槻市を含む地域（大阪府全域や北大阪等）に、以下のような警報などが発令されている場合です。

### 非常変災時における臨時休業措置等の判断基準

#### 1 高槻市に「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」のいずれかが発表された場合

	警報	対応	備考
登校前	午前7時現在、いずれかの警報が発表されている場合	自宅待機	給食は中止
	午前9時までに全ての警報が解除された場合	登校（午前中授業） 学童保育室は開室（弁当持参）	
	午前9時現在、いずれかの警報が発表されている場合	臨時休業 学童保育室は休室	
登校後	いずれかの警報が発表された場合	◆安全を確認した上で速やかに下校します。 ◆下校させるのが危険と判断する場合は学校で待機します（下校時刻や下校方法は、状況によって判断します）。学童保育室は休室	給食の有無は、状況によって判断します。

- 大型の台風接近時など、警報の発表が明らかに予想される場合は、市教委の指示により、前日までに臨時休業を決定する場合があります。
- 上記以外にも、地域の特性により、学校長の判断で臨時休業とする場合があります。

#### 2 高槻市に「特別警報」が発表された場合

	警報	対応	備考
当日	「特別警報」が発表された場合	臨時休業 学童保育室は休室	給食は中止

- 避難勧告等に従い避難場所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまるなど、直ちに命を守る行動をとるようにしてください。
- 翌日の措置については、学校施設や通学路の状況により判断します。

\*集団下校を行う際、保護者の不在があらかじめわかっている場合は、お知り合いのご家庭にお子さんを預かって頂くお願いをしておくなど、事前に対応をお願いします。なお「〇〇さんの家に預かって頂く」場合は、その旨を連絡帳等で担任へご連絡ください。状況により学校待機とし、保護者に引き渡します。学童に行く児童は、お弁当が必要となります。（詳しくは学童からのお手紙を確認してください。）

#### \*登校後に「警報等」が発令され、臨時休業となった場合

下校時刻を決定後、メール配信や電話等で保護者にお知らせし、下校をします。なお、学童保育室の活動中に警報等が発令された場合は休室となります。この場合、学童保育室より連絡がありますので、学校へのお問い合わせはお控えください。

## 6. 地震（余震）発生時における安全対策について

高槻市災害対策マニュアルに基づく

### 突発的な震度 5 弱以上の大規模地震・余震

(高槻市内での大きさによる) 発生したときの対応

登校前	学校は臨時休校とします。(学童保育室は休室給食は中止) 各家庭で安全確保に努めてください。
登下校中	<ul style="list-style-type: none"><li>○危険な場所を避け、安全な場所に避難。</li><li>○揺れがおさまったら、学校か自宅の近いほうに行く。</li><li>○津波の警報が出た場合、高い建物に避難する。 ※落下物に注意 ※壊れそうな建物や塀・地割れなどに近づかない。</li></ul>
在校時	<ul style="list-style-type: none"><li>○学校は、児童を安全な場所へ避難誘導。</li><li>○津波の警報が出た場合、上の階または屋上に避難誘導。</li><li>○学校および周辺の被害状況を見届け、安全確認の上、保護者に引き渡します。 できるかぎりすみやかに迎えに来てください。</li></ul>

### 震度 4 以下の地震(余震)が発生したとき

原則として、通常どおりで、学校はお休みにはなりません。

※ただし学校や地域の被災状況により、臨時休校とする場合もあります。

★地域では、予測できない事態が発生する場合があります。各家庭で状況を判断し、安全確保に努めてください。

上記の基準に関わらず、児童生徒を登校させるのが危険であると保護者が判断する場合は、状況が落ち着き、安全が確認されてから登校させてください。この場合は、その旨を学校へお知らせください。

## 7. メール配信システムについて

本校では、従来の学級連絡網による電話連絡に代わり、緊急時の連絡などは「ライデン・スクール」のメールにてお伝えします。また、ライデンメールでは、「氏名登録」が必須となっておりますので、氏名の欄に児童名（続柄）[例：柱本太郎（母）]を入力して、ご登録をお願いします。



### ◎ メール受信登録の仕方

手順1. 受信許可設定（迷惑メール対策をされていない場合は不要です）

送信元アドレス： t-hashiramoto-es@raidan.ktaiwork.jp

「迷惑メール対策」の設定を、上記送信元アドレスから送られるメールを受信できるように、設定してください。

※ 詳しい操作方法は、お持ちの携帯電話の説明書をご覧になるか、各携帯ショップにこのプリントをご持参のうえ、お問い合わせください。

手順2. 登録の空メール送信

空メール送信先アドレス： p.t-hashiramoto-es @raidan.ktaiwork.jp

上記に、空メール(件名、本文不要)を送信してください。

(携帯電話の場合は右のQRコードをご利用ください。)

メールが送信できない場合、エラーメールを受信した場合は、アドレスが間違っている可能性があります。もう一度確認して再度空メールを送信してください。

※ 空メールを送信できない機種(iPhone他)では、本文または件名に適切な1文字を入れて送信してください。



手順3. 仮登録完了メール受信（これで完了ではありません）

折り返し、「メールサービス本登録のご案内」というメールが届きます。

これは、現在の状態が仮登録であることのお知らせです。

※メールが届かない場合は、アドレスが間違っているか、受信許可設定に誤りがある可能性があります。もう一度「手順1.」からやり直してください。「なりすましメール拒否」(Softbank)、「なりすまし(高)」(au)を設定されている場合は、上記送信元アドレスから送られるメールを受信できるように、設定してください。

手順4. 本登録

(1) 手順3. で受信したメールの末尾記載の「以下のURLから一週間以内に本登録を実施してください。」で指定されたURLにアクセスしてください。

(2) 登録画面が表示されますので、氏名の欄に児童名（続柄） [例：柱本太郎（母）] を入力して、該当する学年(グループ)にチェックを入れて「登録」ボタンを押してください。

手順5. 本登録完了メール受信

「メールサービス登録完了」という件名のメールが届けば登録完了です。

◎ 登録状況を把握する必要がありますので、登録後は担任までお知らせください。

## 8. その他

### (1) 学童保育室

高槻市では、保護者が働いている、あるいは病気などのため、放課後家庭に帰っても留守家庭になる児童の健全育成を図るため、すべての小学校内に、留守家庭児童育成室を開設しています。

対象は、小学1年生から3年生までで、開室時間は下記のようになっています。

#### 【 学童保育室開室時間 】

平日 13:30～18:00 (延長保育利用時 19:00)

土曜 8:30～17:00 (延長はありません)

長期休業中 (創立記念日等)

月～金 8:30～18:00 (延長保育利用時 19:00)

土曜日 8:30～17:00

#### 【 問い合わせ先 】

高槻市子ども未来部子ども育成課学童保育チーム

TEL (072) 674-7656

柱本小学校学童保育室

TEL (072) 677-1970

### (2) 学校以外の教育相談窓口

お子さんについて、困ったことは何でも学校に相談してください。学校に相談しづらいことや、子育ての悩みなどで相談したいことがあれば、学校以外にも教育相談窓口があります。

- ・高槻市教育センター (面接相談・電話相談・適応指導教育等)

連絡先：高槻市城内町1-1

電話教育相談 072-673-0783

面接教育相談 072-668-5855

- ・高槻市立子育て総合支援センター「カンガルーの森」

(子ども同士や親同士の交流・子育てサークルの支援・児童相談・子育て相談等)

連絡先：高槻市北園町6-30

電話：072-686-3030

- ・大阪府吹田子ども家庭センター (心身障がい相談・非行相談・健全育成相談等)

連絡先：吹田市出口町19-3

電話：06-6389-3526

### (3)セーフティボランティアさんについて

朝と夕方の登下校時に、地域のセーフティボランティアさんが柱本小学校の子どもたちの安全を見守ってくださっています。セーフティボランティアと書かれた服を着用されています。以下の場所を中心に見守りをしています。



校区安全マップをご確認ください



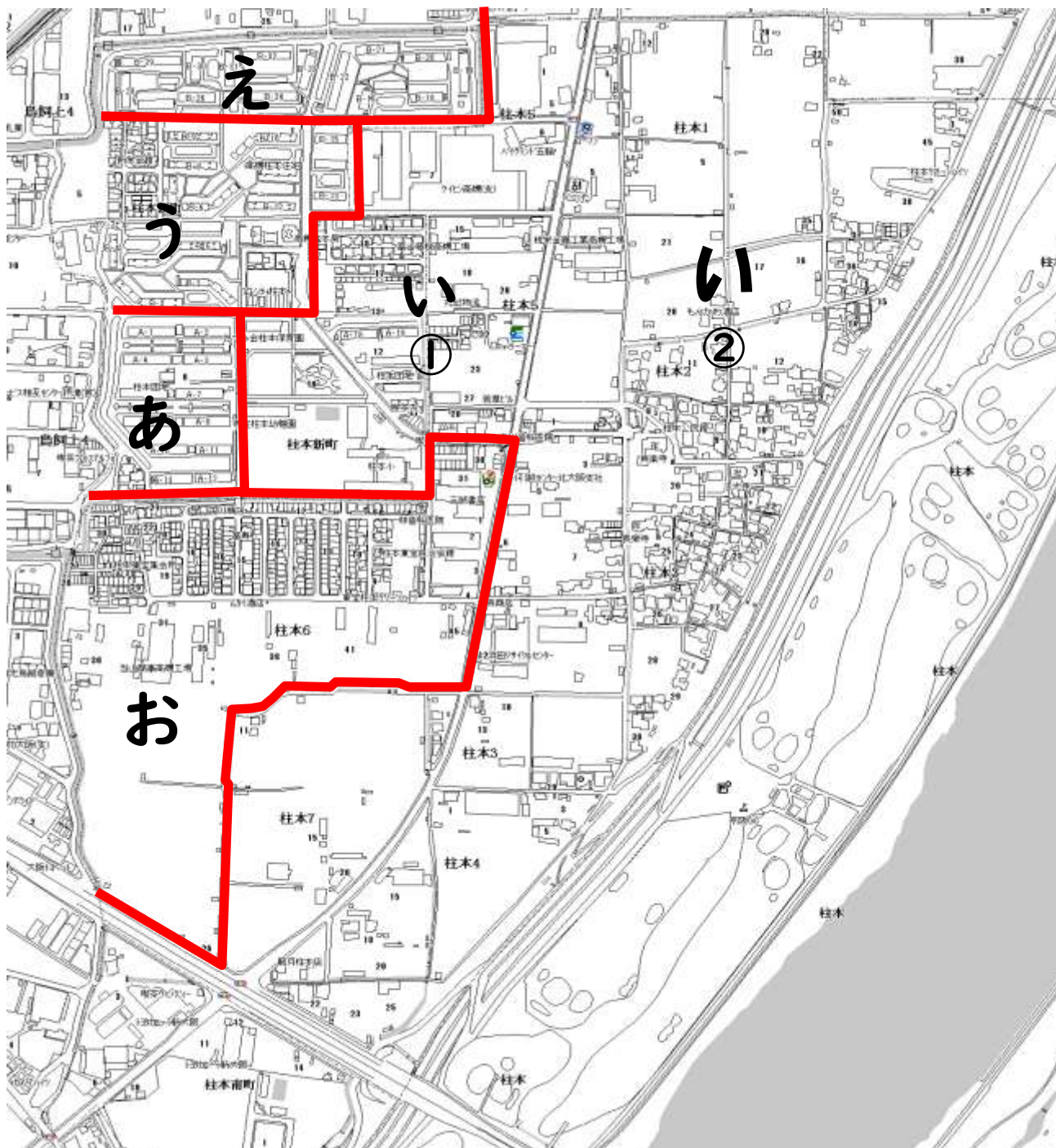
※柱本小学校の前の道路付近の信号は「押しボタン式」のため、車のスピードが出やすくなっています。横断歩道を渡る際は、左右の確認を行い、気を付けて渡ってください。

### (6)名札の着用について

児童の安全確保の観点から、保護者の方が学校に来る際は、名札を必ず着用していただくことになります。来校される際には、必ず名札をつけてください。名札がない場合は入校できません。安全管理の観点から、名札を紛失された際は、速やかに学校にお知らせください。なお、卒業時に名札は回収いたします。



## 9. 柱本小学校 校区地図



### 地区一覧

- あ . . . A1～13, 柱本新町9
- い① . . . A15～19, 柱本5丁目, 柱本新町6・11・17・18・19・28
- い② . . . 柱本1～4丁目・7丁目
- う . . . B1～15, 柱本新町2・3
- え . . . B16～32
- お . . . 柱本6丁目, 柱本新町30